

(様式 1)

平成 28 年 10 月 19 日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

(広報担当：明石)

職員の処分について

泉南市において、平成 28 年 10 月 19 日（水曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 被処分職員の所属部課名	総合政策部政策推進課
2. 被処分職員の職名	事務職員（係長級）
3. 被処分職員の年齢	38 歳
4. 処分内容	停職 6 月
5. 処分年月日	平成 28 年 10 月 19 日
6. 処分に至った事実の概要	平成 28 年 9 月 4 日（日）午後 5 時頃、当市職員が飲酒后、アルコールが体内に残っていたと思われる状態で自家用車を運転し、泉南市樽井 7 丁目の市道の電柱に接触する等の信用失墜行為を犯した。
7. 処分根拠	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

市長のコメント

この度の市職員の不祥事につきましては、市民の皆様の市政への信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、職員に対して、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚させ、このようなことを二度と起こさないよう、より一層の綱紀肅正を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

問い合わせ先
人事課（担当：辻）
Tel 072-483-0003